

キャリアアップ助成金支給申請(短時間労働者労働時間延長コース)チェックリスト

R3.4.1以降延長を実施した場合

- 事業所名【】 ・提出先は適用事業所住所を管轄するハローワークになります
- ・申請内容について労働局より問い合わせ、調査等させていただく際にはご協力いただくようお願いいたします。
 - ・様式は最新のものを使用してください。
 - ・書類の訂正については、訂正印を押印してください。

〈提出期限の確認〉

□	支給申請期限内の提出であること	週所定労働時間延長後、6カ月分の賃金(時間外手当等を含む)を支給した日の翌日から起算して2カ月以内であること
---	-----------------	--

〈提出書類の確認〉

チェック	書類名	確認事項
1	□	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第3号)
2	□	短時間労働者労働時間延長コース内訳(様式第3号 別添様式7)
3	□	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)
4	□	支払方法・受取人住所届(未登録の場合に限る)
5	□	キャリアアップ計画書(写)
6	□	対象労働者の週所定労働時間の延長前及び延長後の雇用契約書等(写)
7	□	対象労働者の賃金台帳(写)
8	□	対象労働者の出勤簿またはタイムカード(写)
9	□	中小企業事業主であることを確認する書類
10	□	延長後6ヶ月分の賃金が支給されていることについての事業主による対象労働者本人への確認書

生産性要件に係る支給申請の場合、追加書類は下記のとおりとなります。

11	□	最新の生産性要件算定シート(共通要領様式2号～2-6号)及び財務諸表等の原本コピー(貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細書、製造(売上)原価報告書など) ※1%以上6%未満の場合、裏面も印刷されている与信取引等に関する情報提供に係る承諾書(共通要領様式第3号)
----	---	---

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」に規定される事業所の場合、追加書類は下記のとおりとなります。

12	□	特定適用事業所該当通知書	該当する場合に限る ※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第17条に規定する特定適用事業所に通知されるもの
13	□	任意特定適用事業所該当通知書	該当する場合に限る ※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第17条第5項の申出をした事業所に交付されるもの

対象労働者が外国人の場合、追加書類は下記のとおりとなります。

14	□	在留資格や在留期間の確認が必要になりますので、在留カードの表裏のコピー
----	---	-------------------------------------